

## 丸森町

# 新型コロナウイルス対策中小企業等支援金(第2期)のご案内

令和2年9月1日(第3版)丸森町商工観光課

新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく売上高が減少し、事業継続に大きな支障が生じている、町内で商工業を営む中小企業又は個人事業主の方を対象に支援金を支給します。

**お願い:ご来庁前に必ず電話等で事前予約願います。 0224-87-7620**

支給額：1事業者あたり20万円

受付期間：令和2年9月1日(火)から令和2年11月30日(月)まで

## 対象となる事業者

次に掲げるすべての要件を満たす事業者

1. 町内で商工業を営む中小企業又は個人事業主等であること
2. 売上高が、**令和2年8月から同年10月までの任意の1か月間**と前年同月を比較して、20%以上減少していること
3. 令和2年7月以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること

## 申請の際に必要な書類

- ・申請書兼実績報告兼請求書
  - ・誓約書
  - ・直前の事業年度の確定申告書別表1の控
  - ・青色確定申告の場合は加えて決算書の控
  - ・法人事業概況説明書の写し(法人のみ)
  - ・令和2年8月～10月のうち任意の月の月間事業収入が分かるもの
  - ・支援金振込先口座の通帳の写し
  - ・本人確認書類の写し(両面)(運転免許証など)
  - ・その他、町長が必要と認める書類
- (丸森町ホームページからダウンロードできます。)



**直接書類を持参する際は必ず印鑑を持参願います。**

## 申請方法

○**必ず下記お問い合わせ先に電話等で事前予約**のうえ、下記の宛先まで郵送または役場に直接持参願います。(書類作成相談は電話等にて対応します。)

### 【宛先】

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地 丸森町役場 商工観光課 宛て

### 【お願い】

書類の不足・記入漏れの無いよう提出前に再度ご確認ください。  
事前予約がない場合はお待ちいただく場合があります。

### お問い合わせ先

丸森町役場 商工観光課 商工班

TEL：0224-87-7620 FAX：0224-72-3041

E-mail：[shokou@town.marumori.miyagi.jp](mailto:shokou@town.marumori.miyagi.jp)

## よくあるお問い合わせ

Q 申請書や誓約書は、どこで配布していますか？

→ 9月1日(火)以降、丸森町ホームページから印刷してください。  
印刷できない方は、お問い合わせ先へご相談ください。

Q 申請書類一式は、どのように提出すればいいのでしょうか？

→ 必ず電話等で事前予約のうえ、必要書類一式を商工観光課にご持参ください。

郵送を希望する方は、お手数でも郵送前に一旦メール・FAXでお送り下さい。事前確認します。

→ 書類配布や書類作成相談をご希望の方は事前予約対応します。  
ご予約がない場合はお待ちいただく場合があります。

Q 第2期の申請はいつから始まりですか？支給はいつ頃になりますか？

→ 申請期間は9月1日(火)から11月30日(月)まで窓口または郵送等で受け付け、順次支給する予定です。

Q 支援金はいくらもらえますか？

→ 1事業者につき、20万円を支給します。

Q この支援金と国の持続化給付金の両方を申請することはできますか？

→ 申請できます。

Q この支援金と丸森町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の両方を申請することはできますか？

→ 第2期では、丸森町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けた方も対象となりますので、申請できます。

Q 第1期で支援金を受給した場合は、対象外ですか？

→ 第1期で受給した場合でも、8月～10月の売上が前年同月と比較して20%以上減少していれば対象となります。

### 第1期(2～7月売上減少分)の申請期限を延長します

申請期限 令和2年8月31日(月) 令和2年11月30日(月)

第1期の申請がまだの方はお早めに手続きをお願いします。